

(別添1)

国空事第13号

平成30年4月5日

定期航空協会

会長 植木 義晴 殿

国土交通省

航空局長 蝦名 邦晴

### 精神障害者に対する割引運賃の適用について

精神障害者への割引運賃の適用については、これまでにも障害者団体等から度重なる要請があり、航空会社各社にはご理解とご協力を求めてきたところです。

航空会社各社の障害者割引運賃は、身体障害者及び知的障害者のみが対象とされており、精神障害者は対象外となっていますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、共生社会の実現に向けた機運が高まる中で、各障害種別のうち精神障害者が対象となっていない現状は見直されるべきであります。また、鉄道やバス等他の公共交通機関においては、事業者の自主的な取組により精神障害者への割引運賃の適用が広がっているところ、航空分野においても、各社の主体的な取組により改善されることが期待されます。

こうした状況を踏まえ、貴協会におかれましては、貴協会傘下の事業者に対し、改めて、精神障害者に対する割引運賃の適用を求めていただくとともに、各社の取組に対し積極的にご協力いただきますようお願い致します。